付　属　資　料

1　大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針

　1－2　環境基準ならびに目標値

2　西淀川区大気汚染緊急対策大綱

3　大阪市公害対策審議会（諮問・答申）

4　公害関係予算総括表

5　公害対策関係組織機構図

6　公害対策関係職員数

7　公害関係協議会等一覧

1. 大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針

（46．5．25 内閣総理大臣指示）

1. 公害防止計画策定地域

この基本方針に基づき公害防止計画を策定する地域は、大阪府のうち、都市計画法に基づき都市計画区域として指定された区域とする。

2. 公害防止計画の役割

当地域は、わが国の産業経済の中枢として古くから発展を続け、昭和45年10月現在、約760万人の人口を有する巨大都市地域である。しかも、その地域内に各種の工場群と経済の中枢を有し、日々激しい変動を遂げており、いまなおスプロールを続けている。その結果、この地域において汚濁負荷量は、大気および水域の受容能力をこえ、しかも、無秩序な土地の利用は、いまなお改善されず社会資本の整備は、経済の発展に比して立ち遅れ、国、地方公共団体等の公害防止のための努力にもかかわらず、各種の公害が深刻かつ広範に発生し、自然環境も破壊されつつあり、人びとは、清浄な空気、清澄な水、清穏な環境を渇望している。

当地域の公害の現状を概観してみると、大気汚染は、工場、ビル等から排出されるいおう酸化物、浮遊ふんじんおよびばいじんならびに自動車排出ガス等により、大阪市域を中心に相当程度に達しており、全体的にはなお改善がみられておらず、さらに都市化、工業化の進展に伴い、汚染の範囲が拡大しつつある。

水質汚濁については、工場排水等による汚濁とともに、下水道の普及率が、昭和44年度末現在、41パーセント（排水面積普及率）と低いことなどにより、都市汚水によって淀川、神崎川、寝屋川大和川等の汚濁がはなはだしく、悪臭を発する水域もある。また、大阪湾は、これらの河川の流入、工場および船舶からの汚濁物質の排出より、その水質や沿岸底質が悪化し、漁業等に悪影響を及ぼすに至っている。

騒音については、年々環境における騒音レベルが高くなる傾向にあり、とくに住居地域、商業地域および準工業地域等における夜間の騒音が問題となっている。また、大阪国際空港周辺の航空機騒音は、発着回数の増加、航空機の高速化等により、騒音の頻度および影響範囲は拡大してきた。

大阪市内の地盤沈下は、地下水の汲上げの規制によりほとんど停止するに至っており、北摂および東大阪地区については、現在なお地盤沈下が認められるので、工業用水道への水源転換が大幅に進められている。また、泉州地区にも沈下が認められる。

土壌汚染については、工場排水等により農用地の土壌が汚染され、カドミウム等有害物質による農産物汚染の問題が生じている。

工場、家庭、清掃施設等から発生する一般・産業廃棄物は、人口の増大、産業の発展、消費生活の

高度化により、著しい質的多様化を伴いながら急激に増加しており、現在のままの処理処分体制では限界に達しつつある。

このような憂慮すべき情勢にかんがみ、今こそ強力な対策の推進がなければ各種の公害事象はますます深刻化の一途をたどると見込まれるので、本計画は、公害の防止に係る各般の施策を計画的、集中的に策定実施するとともに、公害の防止に資するよう自然環境の保護に関する施策もあわせて策定実施することにより、公害の抜本的かつ早急な解決を図り、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するものである。

なお、この計画に関連ある国の関係機関および府の公安委員会、教育委員会等の関係機関と密接に連絡協議のうえ、この計画を策定するものとする。

3. 目　　標

汚染物等の程度を別表１の目標値の範囲内に引き下げ、またはその範囲内に維持するものとする。

なお、公害対策基本法第９条に基づく環境基準が設定または改定された場合には、別表１の目標値は、当該環境基準の値に変更されるものとする。

4. 達 成 期 限

本計画の策定に当たっては、項目ごとに可能な限りすみやかに目標を達成するよう配慮するものとするが、目標に特記したものを除き、すべての項目についておそくとも昭和５６年を目途に目標を達成するものとし、水質汚濁以外の項目についても必要に応じ中間目標を掲げ、目標達成の確保を図るものとする。

また、施策によっては、昭和５６年以降も引き続き推進する必要があるものもあるので、２０年程度を見通した当地域の将来像についても考慮するものとする。

5. 防 止 施 策

当地域には、あらゆる種類の公害が広範に存在している。したがって、講ずべき施策は多岐にわたり、そのいずれをも欠かすことはできない。しかしながら、最も効果的に当地域の公害を防止するためには、戦略目標を見定め、公共的な公害防止施設の整備にあたって産業、人口の集中する市街化区域に係る事業を優先するなど適切な優先順位を与えながら、国の施策と有機的な連けいを保ちつつ計画的にその対策を実施することがきわめて重要である。

このような考え方に立脚し、当地域においては、全体の公害防止対策のうちで次の項目に重点をおきしかも、それぞれに関連する各種の施策を合理的に組み合わせ、全体として最良の結果をもたらすよう計画を策定するものとする。

この場合において、すでに環境が悪化している地域については、老朽工場の改廃等による土地利用の再編成、土地利用の純化を図るための再開発事業の推進等を図り、あわせて緩衝緑地等の公共空地の確保等環境の改善に努め、とくに大阪市北西部等における工業地域内の住居、大阪市の東部、内陸部等における住居地域内の工場等を整理し、その跡地を公園、公共レクリエーション空地、住宅用地として整備するよう配慮するものとする。また、必要に応じ、公害による被害防止のため、文教施設の整備、児童生徒等の健康の保持増進のための施策を推進するものとする。

なお、大気汚染および水質汚濁については、その発生源が隣接する府県内にも存在するので、これら関係府県知事と協議して計画を策定するものとする。

(1) 大気汚染の固定発生源対策

当地域における固定の大気汚染発生源としては、電力、鉄鋼等の企業をはじめとする重化学工業等の大規模発生源のほか、ビル暖冷房ボイラー、中小企業の工場等の中小発生源がある。これら発生源による大気汚染状況は、既成工業地区においては、すでに高濃度を記録しており、また、堺、泉北地区でも汚染が進行しつつある。

これらの大気汚染の固定発生源については以下の施策を講ずるものとするが、大阪市西淀川地区が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の対象地域である現状にかんがみ、同地区に対して集中的に施策を講ずるものとする。

(ア) 立地等の規制

当地域が、大気汚染に関し地形および気象の条件が不利であることにかんがみ、汚染負荷量を低減するため、発生源の立地または増設等を規制するものとする。

(イ) 汚染負荷量の低減

大気汚染発生源における使用燃料の量と質、ばい煙発生施設の状況、今後における事業活動の動向等を調査のうえ、汚染負荷量の計量的なは握およびその将来値の科学的予測を行ない、当地域の大気の受容能力を勘案し、さらに燃料の低いおう化計画、脱硫技術の開発等の配慮しつつ、目標を達成すべき地域の汚染負荷量低減のため、次の施策を講ずるものとする。

大規模発生源については、低いおう燃料および原料の使用、排煙脱硫装置、ばいじん等の防除施設の設置の指導に努めるものとする。

中小発生源については、燃料の転換、共同の防除施設の設置、工場等の集団化等の指導に努めるものとする。なお、このような措置を進めるに当たり、中小企業者に対しては、資金の確保等について特別の配慮を払うものとする。

(ウ) 法規制の強化

これらの発生源の監視取締りを強化するなど法規制の徹底化に一層努めるものとする。

(エ) 集中暖冷房事業等の推進

ビル街区においては、低いおう燃料の使用、さらには燃焼によらない暖冷房施設の設置および集中暖冷房事業を積極的に推進し、大気汚染の防止と熱管理の合理化を図るものとする。

(2) 河川および海域の浄化対策

当地域においては、河川および海域の水質汚濁が著しく、しかも広範囲にわたっており、その対策は容易でないが、この河川および海域の汚濁は、数多くの人びとの生活に直接的間接的に影響を与えているだけでなく、大阪湾を中心とする自然環境を破壊しつつある現状にかんがみ、流域別の水質汚濁負荷量の計量的なは握およびその将来値の科学的予測を行ない、さらに流量等の基礎資料に基づいて水質の自浄能力を勘案し、以下の施策を合理的に組み合わせて総合的な浄化対策を樹立するものとする。

(ア) 排水等の規制

目標達成のため、規制基準の見なおしを行ない適切な措置を講ずるとともに、事業者が設置する汚水処理施設の設置の指導に努めるものとする。

とくに、当分の間下水道が整備されない地区にあって汚水を生ずる中小工場等については、その集団化を促進し、汚水の共同処理施設の設置等の指導に努め、汚濁負荷量の低減を図るものとする。

なお、以上のような措置を進めるに当たり、中小企業者に対しては、資金の確保等について特別の配慮を払うものとする。

(イ) 下水道の整備およびしゅんせつの実施等

公害防止のための公共的公害防止施設と事業者が自ら設置する汚水処理施設との分担役割を明確にしたうえ、公共下水道、流域下水道、廃油処理施設等の公共的公害防止施設の整備およびしゅんせつの実施等の措置を促進するものとし、なお必要に応じ、下水の高度な処理を行なうものとし、また、河川がごみの不法投棄の場とならぬよう所要の措置を講ずるものとする。

(ウ) 土地利用および施設の設置の適正化等

住宅団地、工場等の無秩序な立地を調整する土地利用に関する規制措置の活用等を行なうものとする。

(エ) 河川流況の改善等

河川の水質の保全を期するため、必要に応じ浄化用水の導入を実施するなど河川の流況の改善を図るとともに、維持流量についても、河川の水質につき所要の配慮を払うものとする。

(3) 自動車交通に伴う公害の対策

自動車交通に伴う公害問題については、総合的な輸送体系および都市の再開発に関する計画においても配慮する必要があるが、当面の自動車交通に伴う公害が主として自動車の排出ガス、騒音等に起因することにかんがみ、自動車構造等の改善措置とあいまって、以下の施策を推進するものと

する。

(ア) 交通規制等の強化

信号制御の高度化等交通管制システムを早急に整備するほか、速度規制、徐行規制等を行ない、必要に応じ、車両通行の禁止、制限を行なうものとする。

(イ) 市街地等の改善

必要に応じ、交差点を含む地区の市街地形態の改造、道路構造の改善等を推進するものとする。

(4) 地盤沈下対策

当地域の地盤沈下は、大阪市内においては昭和３５年および３６年をピークとしてしだいに緩和し、近年にはほとんど停止するに至っているが、大東市、東大阪市においてはなお沈下が続いており、また、岸和田市、泉大津市等の臨海部においても地盤沈下が発生している。

地盤沈下は、下水の排除を困難にし、生活環境を悪化させるばかりでなく、ひとたび風水害や地震等の災害がおこれば高潮や海水の浸入等によって多大な人命と財産を失う危険をはらんでいる。しかも、沈下した土地を再び隆起させることは、事実上不可能に近い。

したがって、高潮対策等防災計画を進めるほか、本計画においては、同計画との整合性に配慮し次の施策を講ずるものとする。

地盤沈下地帯だけでなく、広く地下水の量、水脈等に関する調査および地下水使用量の実態調査を総合的に実施し、地下水揚水の規制の強化、工業用水道および上水道への用水転換等を含めた総合的な地盤沈下対策を樹立するものとする。

(5) 一般、産業廃棄物の処理対策

人口の増大、産業の発展、消費生活の向上は、反面において廃棄物の増大をもたらし、しかも科学技術の革新により、廃棄物の質も変化し続けているので、このまま推移すれば、これらの廃棄物による公害が増大するなど都市生活や産業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。このような状況に対処するため、廃棄物処理についての規制を強化するとともに、人口、産業の集中する地域を中心に、これらの廃棄物の処理計画をすみやかに策定し、その処理体制の整備を推進するものとする。この場合、産業廃棄物については、事業者責任の原則に基づき、事業者が適正な処理を行なうよう指導するとともに、その再生利用について十分配慮するものとする。

(6) 大阪国際空港周辺の騒音対策

航空需要の増大に伴って、大阪国際空港に離着陸する航空機は大型化、ジェット化し、発着機数も増加の傾向を続けており、空港周辺の住民は、日常生活その他の面で騒音による影響をうけている。

この公害問題を解決するため、国の施策に協力して、周辺地域における環境保全のための計画をたて、その推進を図るものとする。

(7) 農用地等の土壌汚染対策

農用地等の土壌汚染対策としては、土壌汚染の状況について実態のは握に努めるとともに、汚染の著しい地域については、適切な対策を講ずるものとする。

6. 自然環境の保護

この基本方針に示された他の公害の防止に関する施策とあいまって公害の防止に資するよう緑地の保全等自然環境の保護について適切な対策を講ずるものとする。

7. 公害の監視測定体制の確立

公害の状況を正確には握し、適切な防止対策の策定および実施ならびにその効果の判定に資するため、公害の発生源および大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、土壌汚染等の公害状況、さらに気象その他の事象、地下水の水位および地盤高の変動について、有効かつ適切な監視測定体制を確立するものとする。この際、広域汚染問題に対処するため、環境測定および発生源対策について隣接府県との有機的な連けいを図るものとする。

また、当地域に立地する企業から排出されるおそれのある特殊な有害物質を的確には握し、その汚染の推移を調査して被害発生の防止を図るとともに、自動排出ガス等による窒素酸化物、炭化水素およびこれより生ずる二次物質等についても汚染の状況の監視測定にとくに留意するものとする。

8. 協力体制の確保

本計画については、関係市町村はもとより地域住民や企業の協力が不可欠であるので、これら関係者に対し、計画の趣旨内容の普及徹底を図るなどにより、協力体制の確保に努めるものとする。

9. 諸計画との関係

本計画の策定にあたっては、当地域の開発、環境整備、水質源の利用、防災等に係る諸計画との整合性について配慮するものとするが、公害防止上とくに必要があるときは、これらの諸計画の改正を行ない全体として調和のとれたものとする。

別表１　　１－２　環境基準ならびに目標値

項目		目標値	対象区域	備考
大気汚染	いおう酸化物	次のいずれも満たすものとする。 1(1)　年間を通じて、１時間値が0.２ppm 以下である時間数が、総時間数に対し９９％以上維持されること。 (2)　年間を通じて、１時間値の１日平均値が0.05ppm 以下である日数が、総日数に対し、７０％以上維持されること。 (3)　年間を通じて、１時間値が0.１ppm 以下である時間数が、総時間数に対し８８％以上維持されること。 2　年間を通じて、１時間値の年平均値が0.05ppm をこえないこと。 3　いずれの地点においても、年間を通じて、大気汚染防止法に定める緊急時の措置を必要とする程度の汚染の日数が、総日数に対し、その３％をこえず、かつ、連続して３日以上続かないこと。	都市計画法（昭和４３年法律第１００号）上の工業専用地区、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）上の臨港地区および公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）上の工業のための地区以外の区域	昭和４４年２月１２日閣議決定のいおう酸化物に係る環境基準
	浮遊粉じん	次のいずれも満たすものとする。 1　年間を通じて、２４時間平均値が0.15mg/Nm³ 以下である日数が、総測定日数に対し、５０％以上であること。 2　年間を通じて、２４時間平均値が0.3mg/Nm³ 以下である日数が、総測定日数に対し、９５％以上であること。	同　上	ハイボリウム・エアサンプラーによる重量法ににより、２週間に一度以上定期的に測定すること。 測定は、相当数の住居が集合している地域において行なうものとする。 なお、疫学的見地から粒度分布等についても資料を整備するものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>目　標　値</th><th>対象区域</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>大気汚染</td><td>一酸化炭素</td><td>次のいずれも満たすものとする。
1　年間を通じて、連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm 以下であること。
2　年間を通じて連続する24時間における1時間値の平均は、10 ppm以下であること。</td><td>一般公衆が常時生活し、活動しているすべての地域および場所</td><td>昭和45年2月20日閣議決定の一酸化炭素に係る環境基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭</td><td>大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度</td><td>いおう酸化物の対象区域に同じ</td><td></td></tr>
<tr><td>水質</td><td>人の健康保護</td><td>
<table>
<tr><th>項目</th><th>シアン</th><th>アルキル水銀</th><th>有機リン</th><th>カドミウム</th><th>鉛</th><th>クロム（6価）</th><th>ヒ素</th><th>総水銀</th></tr>
<tr><td>基準値</td><td>検出されないこと</td><td>検出されないこと</td><td>検出されないこと</td><td>0.01 ppm 以下</td><td>0.1 ppm 以下</td><td>0.05 ppm 以下</td><td>0.05 ppm 以下</td><td>検出されないこと</td></tr>
<tr><td>測定方法</td><td>日本工業規格K0102（以下「規格」という）29.1.2および29.3.に掲げる方法</td><td>昭和43年7月29日経済企画庁告示第7号に規定するガスクロマトグラフ法および薄層クロマトグラフ分離ジチゾン比色法の両方法</td><td>規格23に掲げる方法（ただし、メチルジメトンについては薄層クロマトーモリブデナム青法）</td><td>規格40に掲げる方法</td><td>規格39に掲げる方法</td><td>規格51.2に掲げる方法</td><td>規格48に掲げる方法</td><td>ジチゾン吸光光度法</td></tr>
</table>
</td><td>全公共用水域</td><td>昭和45年4月21日閣議決定の水質汚濁に係る環境基準
1　基準値は、最高値とする。
2　有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびEPNをいう。
3　「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。（以下　生活環境保全項目において同じ。）
なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離ジチゾン比色法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。</td></tr>
</table>

汚濁	生活環境保全	1. 河　川	対象水域およびその水域が該当する水域類型は、別表2に示す。なお、別表2に示す水域以外の水域について環境基準の水域類型の指定がなされた場合には、当該水域および水域類型は別表2の対象水域および水域類型に追加されるものとする。	水質汚濁に係る環境基準 1. 基準値は、日間平均値とする （海域もこれに準ずる） 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量、5ppm以上とする 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水域の水産性物用および水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等β－中腐水性水産生物用

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 ppm 以下	25ppm 以下	7.5ppm 以上	50 MPM／100ml 以下
A	水道2級水産1級水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 ppm 以下	25ppm 以下	7.5ppm 以上	1,000 MPN／100ml 以下
B	水道3級水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 ppm 以下	25ppm 以下	5ppm 以上	5,000 MPN／100ml 以下
C	水産3級工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以下 8.5以下	5 ppm 以下	50ppm 以下	5ppm 以上	—
D	工業用水2級農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8ppm 以下	100ppm 以下	2ppm 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2ppm 以上	—
測定方法		規格8に掲げる方法	規格16に掲げる方法	規格10.2.1に掲げる方法	規格24に掲げる方法	最確数による定量法

<table>
<tr><th>項目</th><th>目標値</th><th>対象区域</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>6　工業用水１級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行なうもの
7　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2　海　域
<table>
<tr><th rowspan="2">項目
類型</th><th rowspan="2">利用目的の適応性</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th>水素イオン濃度（pH）</th><th>化学的酸素要求量（COD）</th><th>溶存酸素量（DO）</th><th>大腸菌群数</th><th>n－ヘキサン抽出物質（油分）等</th></tr>
<tr><td>A</td><td>水産１級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの</td><td>7.8以上
8.3以下</td><td>2ppm
以下</td><td>7.5ppm
以上</td><td>1,000
MPN／
100mℓ
以下</td><td>検出されないこと</td></tr>
<tr><td>B</td><td>水産２級、工業用水およびCの欄に掲げるもの</td><td>7.8以上
8.3以下</td><td>3ppm
以下</td><td>5ppm
以上</td><td>—</td><td>検出されないこと</td></tr>
<tr><td>C</td><td>環境保全</td><td>7.0以上
8.3以下</td><td>8ppm
以下</td><td>2ppm
以上</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>
</td><td>同上</td><td>1　水産１級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN／100mℓ以下とする。
2　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産２級の水産生物用
水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度</td></tr>
</table>

測定方法	規格8に掲げる方法	規格13に掲げる方法（ただし、B類型の工業用水および水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	n-ヘキサン抽出法

騒音	地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下道路に面する地域という。）については、目標値は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域	昭和46年5月25日閣議決定の騒音に係る環境基準 1(1) AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などとくに静穏を要する地域とすること。 (2) Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。 (3) Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

項目	目標値	対象区域	備考

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

本目標値は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

2　車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

3　騒音の測定方法、計量単位および測定機器は次のとおりとする。

(1)　測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。測定結果の評価については、原則として中央値を採用するものとする。

(2)　計量単位はホン(A)を用いる。

			(3) 測定器は日本工業規格C1502に定める指示騒音計もしくは国際電気標準会議のPub179に定める精密騒音計またはこれらに相当する測定機器を用いる。 4 幹線道路に面する地域で、目標達成が著しく困難な地域については、本文4にかかわらず、可及的速やかに達成に努めるものとする。
地盤沈下	地盤沈下を進行させない。	全　　域	

別　表２　　対象水域及びその水域が該当する水域類型

水　　域	該当類型	達成期間	中間目標
淀川下流(1)（京都府境から長柄堰から）	B	ハ	C
淀川下流(2)（長柄堰より下流）	D	イ	
大川（全域）	C	イ	
堂島川（全域）	D	イ	
土佐堀川（全域）	E	ハ	20
安治川（全域）	E	イ	
道頓堀川（全域）	E	ハ	15
尻無川（全域）	E	ロ	
木津川（全域）	E	ハ	20
住吉川（全域）	E	ハ	20
六軒家川（全域）	E	ハ	20
正蓮寺川（全域）	E	ロ	
木津川運河（全域）	E	ハ	20
十三間堀川（全域）	E	ハ	20
寝屋川（全域）	E	ハ	25
恩知川（全域）	E	ハ	25
安威川上流（茨木取水口より上流）	A	イ	
安威川下流(1)（茨木取水口から戸伏まで）	B	ハ	C
安威川下流(2)（戸伏から大正川合流点まで）	D	ハ	E
安威川下流(3)（大正川合流点より下流）	E	ハ	25
猪名川上流（箕面川合流点より上流）	B	ハ	C
猪名川下流（箕面川合流点より下流）	E	ハ	35
神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川）	E	ハ	25
大和川中流（奈良県境から浅香山まで）	C	ハ	E
大和川下流（浅香山から下流）	D	ハ	E
石川（全域）	B	ハ	C

（注）1. 該当類型は、環境基準の別表２の河川の表の類型を示す。

2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(1) 「イ」は直ちに達成

(2) 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

(3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

3 中間目標は、達成期間が「ハ」の場合におけるおおむね昭和50年における目標値を示し、アルファベットは環境基準の別表2の類型を、数字は生物化学的酸素要求量（単位水1リットルにつきミリグラム）をそれぞれ示す。

2. 西淀川区大気汚染緊急対策大綱

Ⅰ はじめに

昭和４５年６月

西淀川区は、市の北西部に位置し、西は尼崎市の工業地帯に接している。

面積は１１．１６㎢（市域の５．５％）、人口は１１２,５００人（全市の 3.7％）で、この区は古くから工業が盛んで、生産事業場数は７９４（西淀川工業協会加盟工場）あり、その６０％は小企業である。しかし、臨海部には、鉄鋼、化学などの大企業があり、製造品出荷額は 2,０８０億円（全市の 7.９％）で、２２区中４番目になっている。

つぎに、区の重油使用量は、約１４万㎘（全市の 7.６％）であり、業種別では、鉄鋼業が５３.８％化学工業が１３.４％を占め、他業種の占める割合は低い。

また、この区は位置的条件からみて、年間を通じて、北東及び西の風が強く、特に冬季には、西寄りの季節風が卓越する。このため、大気汚染の面で、区内でのいおう酸化物に排出による影響はもとより、隣接市の尼崎市からの影響もかなりのものと推察される。

そこで、これに対処すべく、昭和４０年１２月の大阪市公害対策審議会の答申にもとづき、西部臨海工業地帯を「大気汚染特別地区」と定め、とくに西淀川区を重点的に対策を推し進めることになった。

そして、昭和４１年度から、精密汚染調査を開始し、発生源と環境濃度との因果関係の究明を進めるとともに、審議会のなかに、地元代表を入れた特別地区対策専門部会を発足させた。

昭和４３年１月から３カ月間、発生源調査を総合的に実施するほか、専門部会で種々検討を重ねるとともに、尼崎市と公害行政連絡会を４３年８月に発足させ、相互の公害関係資料の交換、共同汚染調査等を実施し、広域的な公害対策をすすめている。

しかし、区の大気汚染および人体影響の実態から、昭和４４年１２月、川崎市、四日市市の一部とともに公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法にもとづき地域指定を受けた。従って、この汚名を返上すべく、いおう酸化物濃度を低減し、環境整備をはかるための緊急の対策が必要となった。

Ⅱ 公害の現状

Ⅱ－１ 大気汚染

1. いおう酸化物濃度

区内のほぼ中央部に位置する淀中モニタリングステーションでは、昭和４３年８月から電気伝導度法による連続測定を行なっており、（昭和３９年１２月～４３年７月までは大和田小学校）昭和４４年度の測定結果では、年平均0.０８３ｐｐｍと全市平均（市内１１カ所）0.０６４ｐｐｍ

を大きく上まっている。また、環境基準との比較をおこなうと全項目とも不適合となる。（表１）

表１. 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の環境基準との比較

昭和４４年度（淀中学校モニタリングステーション測定結果）

環境基準 ＼ 測定点	１時間値0.2ppm以下の時間数／総時間数	１日平均値0.05ppm以下の日数／総日数	１時間値0.1ppm以下時間数／総時間数	年平均値 ppm
	９９％以上であること	７０％以上であること	８８％以上であること	0.05ppmをこえないこと
西淀川区	95.7	24.9	75.3	0.083
全市平均	97.4	44.3	84.3	0.064

昭和４２年から区内１０カ所で行なっている二酸化鉛法による測定結果では、３年間を通じて９カ所が2mg／day／100 cm²PbO_2 以上を示し、４カ所が３mg以上となって、区内平均値を全市平均（３３カ所）と比較すると、昭和４２年1.78倍、昭和４３年1.60倍、４４年1.73倍となる。（表２）

つぎに隣接する尼崎市と西淀川区との汚染濃度分布をみると、西淀川区の佃地区から尼崎市の大物以南にかけて、４mgの著しい高濃度が出現し、尼崎市臨海部から西淀川全域にわたる広範囲に高い値（３～3.5mg）を示していることから、尼崎市南部と西淀川区は一連の高濃度汚染地域を形成していることがわかる。

また、昭和４１年１１月から区内の詳細な汚染分布状況をは握するため行なっているアルカリろ紙法による調査結果では、鉄鋼、化学工場の大発生源が存在する大野町附近で４mg／day／100 cm²、福、西島、大和田、佃附近および御幣島附近で３mgとこれに続いている。このように、区全体で２～2.5mgと高濃度汚染のなかで、南西象限はきわめて高い汚染を示している。（図１）

２－１－２　ばいじん濃度

デジタル粉じん計による浮遊ばいじん量の昭和４４年の測定結果では、年平均0.197mg／m³と市内平均0.209mg／m³よりわずかに少なく、米国式ダストジャーによる降下ばいじん量は、大正区、此花区よりも少なく、市内平均値よりやゝ下まわる値を示している。（表３）

表2. 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の経年変化（二酸化鉛法による）

昭和４２年～４４年　　単位：SO_3 mg／day／100cm²PbO_2

測定点＼年別	昭和４２年	昭和４３年	昭和４４年
西淀川区役所	3.39 (0.12)	3.69 (0.13)	3.38 (0.12)
川北小学校	2.99 (0.10)	2.99 (0.10)	2.96 (0.10)
淀中学校	－ (－)	2.98 (0.10)	3.01 (0.11)
福小学校	3.65 (0.13)	4.03 (0.14)	3.54 (0.12)
姫島病院	0.95 (0.03)	1.77 (0.06)	1.72 (0.06)
日本ハム	2.87 (0.10)	2.43 (0.09)	2.18 (0.08)
佃小学校	4.08 (0.14)	3.57 (0.12)	3.72 (0.13)
歌島中学校	4.34 (0.15)	3.83 (0.13)	3.15 (0.11)
淀商高	3.18 (0.11)	2.67 (0.09)	2.54 (0.09)
香簑小学校	3.19 (0.11)	2.79 (0.10)	3.10 (0.11)
区内平均値	3.18 (0.11)	3.08 (0.11)	2.93 (0.10)
市内（３３地点）平均値	1.78 (0.06)	1.92 (0.07)	1.69 (0.06)

注）　表中（ ）の数字は1mgを0.035ppmとして、ppm単位に換算したもの。

表3. 西淀川区内における降下ばいじん量の経年変化

昭和３６年～４４年　　単位：ton／km²／month

測定点＼年別	昭和３６年	３７年	３８年	３９年	４０年	４１年	４２年	４３年	４４年
西淀川区	16.55	15.36	16.98	14.45	10.82	9.98	6.65	9.45	13.55
市内平均	17.81	14.91	14.58	12.28	11.46	11.24	12.34	12.14	13.44

注）　昭和４２年以前の値はダストジャー法に換算したもの。

図1　アルカリ戸紙法によるいおう酸化物濃度
等濃度線図　―西淀川区―

昭和44年5月～45年3月平均（単位SO, mg/day/100cm²）

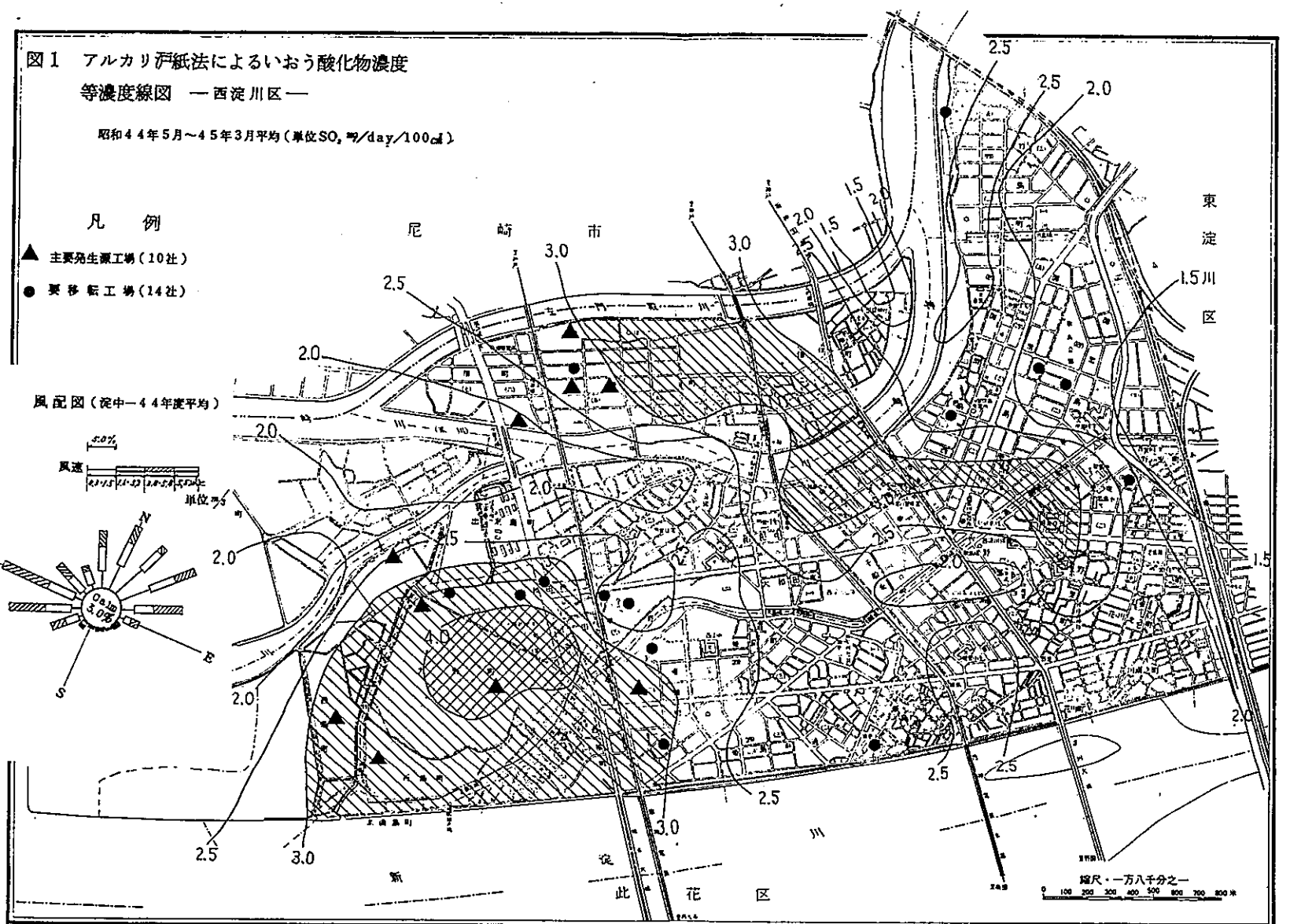

2－1－3　汚染の要因

汚染の要因として、区の地勢、気象、発生源の状態等種々考えられるが、特に汚染物排出量と関係の深い重油使用量は、全市の約７６％にすぎないが、鉄鋼、化学工業だけで区内の６７２％を占めている。（表４）

表4.　西淀川区の燃料使用量　　昭和４２年度

燃料種別		使用量	備考
重油	A	2,737.8kℓ	鉄鋼業　74,673.7kℓ（53.8％） 化学工業　18,683.3kℓ（13.4％） （全市使用量　1,836,131.3kℓ）
	B	65,270.8〃	
	C	64,293.2〃	
	L・S・C	6,833.0〃	
	計	139,134.8〃	
石炭		13,506　ton	（全市使用量　1,588,033.5　ton

また、この業種のうち、硫酸製造、硫化鉱から起因するいおう酸化物の排出が多く、一層深刻なものとなっている。

一方、隣接する尼崎市の燃料使用量は、西淀川区の１０倍以上であり、その大半が臨海部にある火力発電所など大発生源で使用され、西淀川区への影響はかなり大きいものと考えられる。（表５）

表5.　尼崎市の燃料使用量　　昭和４３年現在

燃料種別	使用量	備考
重油	1,389,617.0kℓ	火力発電所　715,575.0kℓ（51.5％）
石炭	1,036,164.0 ton	火力発電所　991,146.0 ton（95.6％）

2－1－4　大気汚染による被害

大気汚染のもたらす被害は、人体への影響をはじめ、いろいろな方面にわたっている。

昭和４０年から３ヵ年にわたる経済被害調査結果では、西淀川区は家計、企業をあわせ、年間約１２億円の被害があり、家計への被害では１世帯当り全市平均１４,０００円に対し、西淀川区は３１,０００円、企業への被害では、１企業当り全市平均２１,０００円に対し、西淀川区では７８,０００円となっている。

また、人体影響調査として昭和４４年７月に発表された近畿地方大気汚染調査連絡会のばい煙等影響調査結果による慢性気管支炎の有症者率は、西淀川区は8.9％を示し、此花区の5.2％よりかなり高く、府下の田園地区（２％以下）の4.5倍に達している。

このような汚染の状況、人体への影響からはじめに述べたごとく、被害者救済法の地域指定を受け、西淀川区の被害者認定者数は、昭和４５年６月８日現在６５３人（審査数６５７人）である。（表６．７）

表6.　公害被害者認定審査状況

（４５年６月８日現在）

受付申請数	７０５人
審査数	６５７人
認定可	６５３人
認定否	３人
要再診	０人
保留	１人

表7.）　公害被害者認定者の疾病別、性別内訳

（４６．６．８現在）

	計	男				女			
		３才未満	３才～１２才	１２才～３９才	４０才以上	２才未満	３才～１２才	１２才～３９才	４０才以上
慢性気管支炎	239	5	20	8	84	8	9	17	88
気管支ぜん息	209	6	38	25	49	1	15	13	62
ぜん息性気管支炎	222	51	61	3	16	35	28	9	19
肺気しゅ	12	—	—	—	11	—	—	—	1
続発症	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	682	62	119	36	160	44	52	39	170

注）　表中の数は、同一人で２種類以上の疾病を併発した場合もそれぞれの疾病別認定者とする。

Ⅱ－2　水質汚濁

西淀川区内河川の汚濁状況を毎年月１回の定期定点水質調査からみれば、昭和４４年度の結果では新淀川を除いて各河川とも汚濁が非常に進行している。とくに、区内中央を流れる大野川の汚濁がひどく、区民への与える影響は大きいといえよう。（表８）

表8.　西淀川区内河川水質汚濁状況　　（昭和４４年度年平均）

河川名（測定点）	透視度	BOD	沃素消費量	浮遊物
左門殿川（辰己橋）	6.8	34.9ppm	20.6ppm	40ppm
神崎川（千船橋）	8.2	20.7	15.6	27
大野川（大野川大橋）	6.2	80.5	78.6	57
新淀川（伝法大橋）	20.7以上	4.1	3.3	11以下

Ⅲ 指定地域解除のための対策

Ⅲ－1　いおう酸化物濃度の将来予測

西淀川区における大気汚染現状は、先にのべた通りであるが、将来における製造品出荷額等ののび等を勘案すれば、大気汚染濃度は、現状よりもますます悪化し、昭和４７年度における西淀川区の年間平均値は、約０.１２ｐｐｍを上まわるものと推定される。（市内１０地点平均（ PbO_2 法）をｐｐｍに換算）

本市では、昭和４１年度から西淀川区に対し種々の指導を実施してきた結果、昭和４４年度においては、４２年度から汚染濃度は若干てい減している。しかし、環境基準達成のためには、今までより更に強力な対策をおし進める必要がある。（図２）

図２　西淀川区におけるいおう酸化物濃度の推定

（年間平均値）

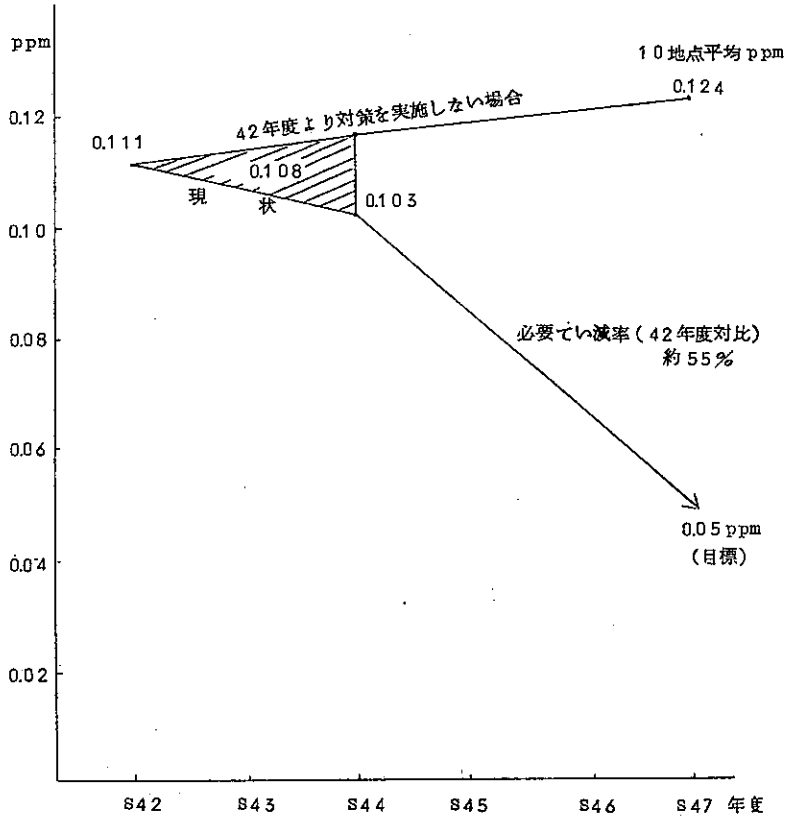

Ⅲ－2 対策の目標

西淀川区を被害者救済法の指定地域から解除するには、まず、いおう酸化物濃度を環境基準値以下にてい減させることが必要であり、このことを基礎に対策の目標を設定しなければならない。

（表９）

表9. 対策の目標

いおう酸化物	１時間値０.２ｐｐｍ以下の時間数	年間総時間数の９９.０％以上
	１日平均値０.０５ｐｐｍ以下の日数	年間総日数の７０.０％以上
	１時間値０.１ｐｐｍ以下の時間数	年間総時間数の８８.０％以上
	１時間値の年平均値	０.０５ｐｐｍ以下

そのためには、昭和４６年度末において、西淀川区に影響をおよぼすいおう酸化物排出量を、昭和４２年度対比で５５％以上てい減させる必要がある。

Ⅲ－3 実施計画

大阪市では先に述べたとおり西淀川区を、特別対策地区として、対策を進めてきたが、今回被害者救済法の地域指定を受けたことに対し、大いに反省をするとともに決意を新たにして、早急に地域指定を解除するため、総力をあげて努力することとし、具体的に次の発生源対策をすすめる。

1. 低いおう燃料の供給

西淀川区においては、低いおう燃料の供給が他の地域よりも、容易に確保できる体制を作り、区内の主なばい煙発生施設は、昭和４６年度中に低いおう燃料（工場はＳ分1.７％以下、ビル暖房1.０％以下）を使用するよう強力な指導を進める。そのためにも、低いおう燃料の円滑な供給が早期におこなわれるよう、低いおう燃料確保のための諸施策を国へ要望する。

2. 発生源立入指導の強化

発生源対策として、大阪市では、いままで西淀川区の工場に対し、種々の指導を進めてきたが、現在までに、約１３社は、除害設備の設置をおわり、これらの工場からは、ばい煙等有害ガスの公害は、ほとんど解決された。

しかしながら区内には、大気汚染として問題のある工場が約１７０社あり、その他、大気汚染を発生すると推定される中小工場約５７０社が存在している。

したがって、本市としては、ブルースカイ計画第１号、第２号、第３号に従って、指導をおこなうとともに、さらに発生源対策を強力に推進するため、昭和４５年７月から、西淀川区対策専従の

特別機動班（３班１０名）を設ける。

なお、機動班は、主として汚染工場の実態は握と、それにもとづく改善指導にあたる。そのために、西淀川区における公害防止設備資金の融資枠を大巾にひろげる。

3. 環境監視体制の強化

区内における大気汚染状況を適確には握し、有効適切な汚染源指導をおこなうため、次のとおり環境監視体制の強化を行なう。

(1) 大気汚染常時観測網の整備充実

現在２地点で観測しているが、地域的なかたよりがあるので、４地点（内１カ所は風向風速）増設し、計５地点でいおう酸化物濃度の常時監視をおこなう。なお、粉じん濃度の測定点を１地点増設する。

(2) アルカリろ紙法による汚染濃度の測定

区内を４００ｍメッシュに区切り、約５０地点でいおう酸化物、窒素酸化物を測定し、発生源と汚染濃度の因果関係を究明する。

(3) 尼崎市との協同観測

上記アルカリろ紙法により、尼崎市内でも測定すると同時に、いおう酸化物自動測定器を用いて、大阪市と尼崎市との相互影響を調査する。

(4) 汚染寄与率の推定に基づく具体的てい減目標の設定と、その技術的検証

昨年度、西淀川区において、中小汚染源拡散調査を実施したが、この結果を利用して、全般的な汚染寄与率の設定と、それに基づくてい減計画を設定する。また、工場への立入指導の結果と汚染濃度の測定結果から、汚染寄与率を推定し、必要に応じ、てい減計画の修正をおこなう。

4. 工場の適正配置

(1) 工場跡地の買収

大気汚染防止対策として、公害を発生している工場の移転をはかることは、局地的な高濃度汚染を解消するために、きわめて有効であると考えられる。

現在、区内には、大気汚染関係の要移転工場が１４工場（敷地面積約４７,０００㎡）あり、これを昭和４５年度に６工場、昭和４６年度に８工場を、移転せしめるものとする。その他、騒音等の公害で移転を要する工場３工場（敷地面積約３,０００㎡）があり、これらもあわせて移転せしめる計画である。

買上げ工場の移転用地については、大阪府をはじめ関係の公共団体等に協力をもとめることは勿論であるが、対象工場を短期間のうちに移転せしめるためには、市有地を利用していくことも考えなければならない。

買上げ後の跡地は、公園緑地、道路或は換地用地等の公共用地及び住宅、民生、衛生関係等各種公共施設用地として使用し、公害の除去をはかるとともに、環境の整備を促進し、土地利用の純化市街地の再開発を行なってゆくものとする。

(2) 外島地区における公害対策

外島地区は西淀川区中島町の西に隣接する埋立地で、その面積は昭和４５年度を目標に約１３７万３千平方米が完成する。昭和４５年４月末現在の予定企業数は２９社で、その詳細については不明であるが、特に広域的な大気汚染源となる企業の進出については、立地条件からみて防止しなければならない。

このため、次のような対策を行なう。

ア）原則として、広域公害型企業に対し、立地を制限する。

イ）緩衝地帯を十分に考慮する。公園、グリーンベルトを外島地区と隣接地区の間に挿入する。

ウ）公害防止施設を完備させる。

エ）積極的に対策をすすめるために、必要な事前調査を行なう。

Ⅳ 環境整備対策

1. 都市公害対策としての緑化促進

都市内に大量の樹木群を供給することは、各種の都市公害の軽減又は防止に極めて効果的な手段であるので、西淀川区の都市公害対策として次のような緑化事業をおこなう。（図３）

ア 緩衝緑地帯の造成

大野川の埋立地を利用して延長5.5 km、巾員１３m～４０mの緑地帯を造成し、公害に強い上木常緑広葉樹を密植し、防護とあわせて都市環境を整備する。

路線名	延長	樹種名	上木	下木
大野川筋	5.5 km	クス、タイサンボク、モチ、スダジイ、ゲッケイジュ、マテバシイ、クロガネモチ、ヤブツバキ 等	7,500本	0本

イ 遮断緑地の造成

工場と住居を遮断するため、都市計画中島公園（6.4 ha）ほか２公園に防護林を造成する。

公園名	面積	上木	下木
中島	64,409m²	5,000本	10,000本
大和田	5,262m²	260本	600本
西淀	34,338m²	1,000本	2,000本
計	104,009m²	6,260本	12,600本

2. 大野川筋埋立による施設工事

大野川筋は神崎川と淀川を結ぶ河川（大野川、中島大水道、阪北水路）延長約 6.2 km からなり西淀川区の中心部を横断し、水利並びに舟運に寄与してきた。

しかしながら、産業経済の発展にともない、地盤沈下と河水の汚濁のため、河川本来の機能を失いつつある。また阪神高速道路の建設により、河水の停滞は著しさを増してきた。このためこの3河川を埋め立てて、道路、緑地等に転用し区内の環境整備をはかる。（図3）

(1) 土地利用計画

ア）全線にわたり 2～4車線道路を築造するとともに交叉点改良を行ない、都市交通対策とする。

イ）残余の土地については最大巾 40 m の緑地を形成し、環境の整備をはかる。

ウ）全線にわたり下水道幹線を建設し、大野下水処理場に接続し、浸水解除と水洗化をはかる。

(2) 事業年度

下水道幹線は昭和45年度内に完成。（昭和41年度より継続実施）、埋立は昭和45年度より着工し、2～3年にて完了を目標とする。道路、緑地は埋立完了区間より逐次実施することとする。

3. 下水道整備

区内を流れる神崎川およびその支派川の水質汚濁は、沿川市民の生活環境に与える影響が大きく、そのため次の汚濁対策をおこなう。

(1) 下水道整備事業の促進、とくに大野処理場、十八条処理場の高級処理化をはかる。

(2) 下水道整備により、河川へ放流する工場の汚染物排出のてい減をはかる。

4. 学校等の整備

西淀川区内の児童、生徒が良好な教育環境ですごせるよう次の事業をおこなう。

(1) 空気清浄器の設置

小学校、中学校、高等学校、幼稚園の全教室に空気清浄器を設置する。また保育所等にも設置する。

(2) 校庭の緑化

校庭、園庭に植樹をおこない緑化を促進する。

(3) 保健対策

うがい溶液と容器の配布をおこない、児童生徒のうがい励行をさせるとともに、耳鼻咽喉科専門検診を実施する。

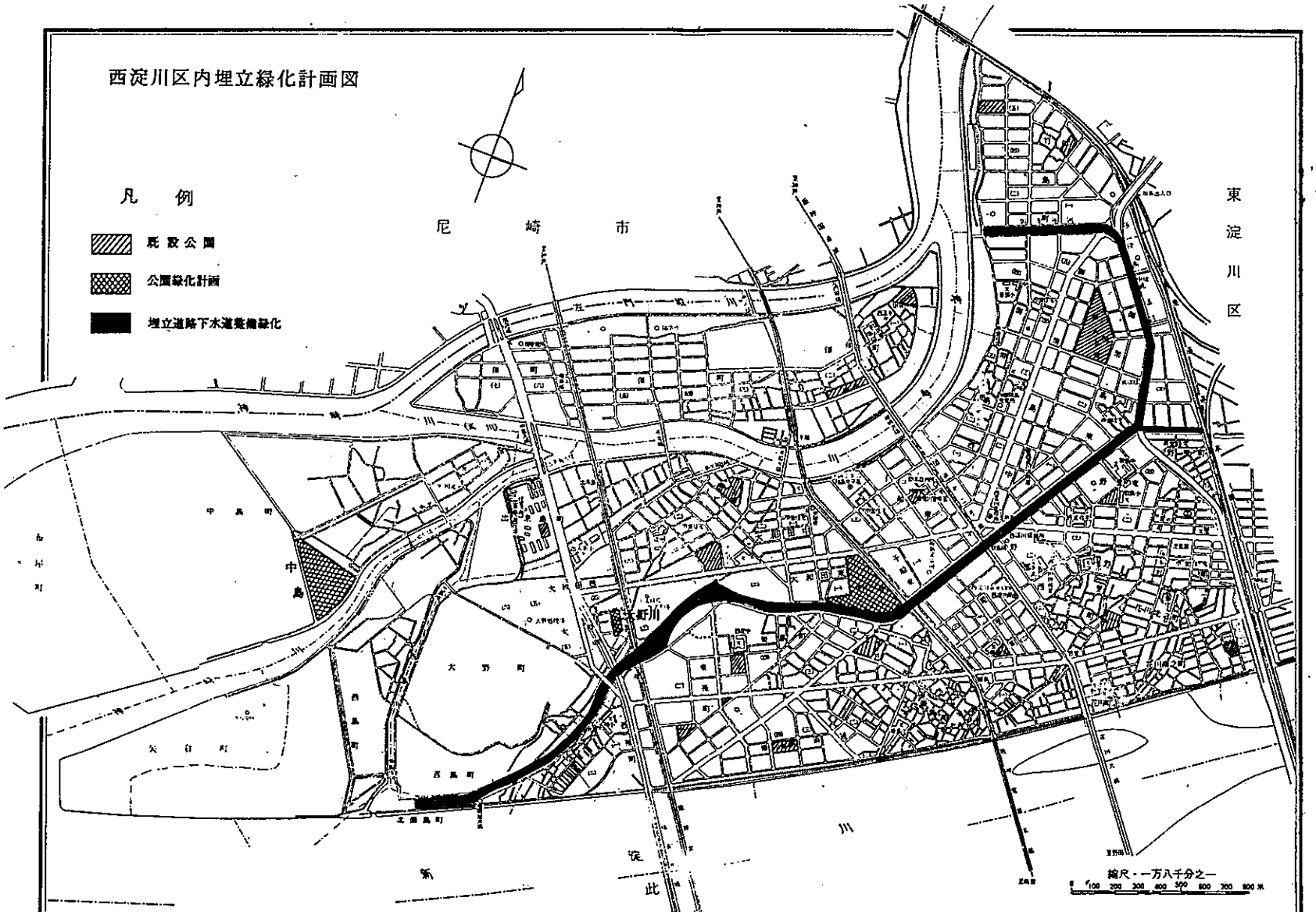
西淀川区内埋立緑化計画図
凡例
既設公園
公園緑化計画
埋立道路下水道整備緑化
尼崎市
東淀川区
中島
野田
縮尺・一万八千分之一

関係機関に対する要望

1. 国に対する要望

(1) 低いおう燃料の早期供給

(2) 排出基準の強化

(3) 公害防止設備に対する技術的援助ならびに融資助成

(4) 工場移転に対する指導と財政援助

(5) 公害担当職員の人件費補助の大巾増加と、測定車、測定機器購入費の大巾補助の実施

(6) 環境整備のための、埋立、道路築造、下水道整備、緑化事業、学校等整備事業に対する大巾な財政援助

2. 大阪府に対する要望

(1) 低いおう燃料の早期供給のための国への要望

(2) 本市の行政指導に対する全画的な協力

（府における発生源対策の強化と、公害融資の５０％の負担）

(3) 工場移転について、移転先の斡旋と、本市への資金援助

3. 尼崎市に対する協力要請

(1) 低いおう燃料の早期供給のための国への要望

(2) 公害発生源工場に対する指導強化

(3) 大阪尼崎協同調査の全面的な協力

Ⅵ 西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（仮称）の設置

本対策を強力に推進するためには、数多くの問題点があり、実施の困難性が予想されるので、市長を長とする「西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（仮称）」を設置する。

3. 大阪市公害対策審議会に対する諮問及び同審議会の答申

（諮　問）

大総合第600号
昭和44年7月24日

大阪市公害対策審議会
会長 梶原三郎殿

大阪市長　中馬　馨

大気汚染にかかる当面の施策について（諮問）

現在、国会において、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が審議中であり、また、大阪府においては、大気汚染防止法にもとづき、工場からの排出ガスの規制について計画（ブルースカイ計画）が発表され、大気汚染防止対策も具体的実施段階に入ってまいりました。

つきましては、当面必要と思われます次の問題について、審議会の意見を求めます。

記

1　公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて

2　ビル暖房の規制について

3　大阪市環境管理基準の改定について

4　西部臨海特別地区対策について

（答　申）その１

昭和４４年７月２４日

大　阪　市　長
中　馬　　馨　殿

大阪市公害対策審議会
会長　梶　原　三　郎

昭和４４年７月２４日付、大総合第６００号にて諮問のありました「ビル暖房規制」について、次の通り答申します。

ビル暖房等の規制について

大阪市における大気汚染は、工場、事業場から排出されるばい煙その他有害ガスや、自動車の急激な普及にともなう排出ガス等の増加により大きな社会問題となっている。

とくにいおう酸化物については、石炭から重油への燃料転換にともない増加の傾向にあり、人体への影響等から最も重要視されている。

国においても、昭和４３年６月に、従来の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を「大気汚染防止法」に改正し、法対象のばい煙発生施設ならびに排出基準の大巾な改善をおこなった。また昭和４４年２月にいおう酸化物について環境基準の閣議決定をみるにいたった。

しかし、市域内にあっては、大気汚染防止法の排出基準が完全に履行されたとしても、現状における汚染状況からみて環境基準を達成することはほとんど不可能と推測される。

そのため、本年７月大阪府においては、大気汚染環境基準達成計画（ブルースカ

イ計画）の一つとして、いおう酸化物を多量に排出している工場に対し、改善指導計画をうち出し、亜硫酸ガス排出量の低減に努めている。

一方、大都市における大気汚染の形態は、複雑であり、大発生源のみの亜硫酸ガス排出量をおさえたとしても、都心部における汚染濃度を環境基準にまで低減することは期待できないので具体的にその目標を達成するためには非生産施設（ビル暖房等）に対してもブルースカイ計画第２号として次のように行政指導をおこなうことが必要である。

具体的規制方針

1　昭和45年度以降において非生産の法対象施設で使用する燃料は、いおう分が1.0％以下であること。

2　昭和47年度以降において総燃料使用量が多い事業場についてはさらに、いおう分の少ない燃料への転換を検討すること。

3　今後、新設されるビル暖房等の施設は、経済的ならびに技術的要素を勘案し、いおう酸化物を排出しない施設（たとえば、電気またはガスによる冷暖房施設）を設置せしめること。

なお上記の規制方針を推進するために、次のことに留意すべきである。

1　設備改善費の融資助成をはかること。

2　指導の強化をはかること

3　国への要望

(ア)　低いおう燃料の円滑な供給をはかること。

(イ)　大気汚染防止法におけるビル暖房等の規制強化をはかること。

（答　申）その２

昭和４４年１２月　　日

大阪市長
中馬　　馨　殿

大阪市公害対策審議会
会長　梶原三郎

昭和４４年７月２４日付　大総合第６００号にて諮問のありました「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ」について、次の通り答申します。

公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて

大阪市における大気汚染は、産業の急速な発展にともない、工場、事業所から排出されるばい煙その他の有害ガス等により大いなる社会問題となっている。

そのため、大阪市内においては、大気汚染防止法に基づく排出基準を遵守させるとともに、国の定める環境基準を早期に達成するため、臨海部の大工場群に対しては、大阪府のブルースカイ計画第１号、ビル暖房等による冬期の市内中心部の局地汚染に対しては大阪市のブルースカイ計画第２号により、いおう酸化物排出量の低減に努めている。

また、高濃度汚染地区と見做される西淀川区については、昭和４２年度より、大阪市は大気汚染の特別対策地区として、綿密な汚染状況の調査と２３０工場に及ぶ発生源調査を進めつつ、主要工場に対し排出量抑制の行政指導を進めてきた。

しかしながら、最近における医学的、疫学的諸調査結果によれば、極めて限られた局地高濃度汚染地域における一部住民に健康上の影響が現われつつあることが明

らかにされてきた。

このような状況下において、国においては事業活動その他、人の活動にともなって相当範囲にわたる著しい大気の汚染または水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合、その疾病にかかった者に対し医療費、医療手当等の支給措置を講ずることにより、その者の救済を図ることを検討して来たが、この度の第62回国会において、この法律案が可決されるに至った。

そこで現在までの汚染状況の推移、被害状況発生源に対する指導状況を検討した結果、次の結論を得た。

1　本来、公害対策はこのような救済措置の発動が主題ではなく、発生源における排出規制と排出抑制が、この行政の基本であることをここに改めて認識すべきである。

2　大気汚染による被害について、その区域を画することは、きわめて困難であるが、大阪市における現在までの環境汚染状況や慢性気管支炎の有症者率からみて、法による救済の対象地域としては、西淀川区全域をその対象地域とすることが適当であると考える。

公害関係予算総括表

（単位　千円）

	環境保健局（含衛生研究所 保健所）			経済局			土木局			公園部			下水道局			港湾局			教育委員会			合計		
	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減	46年度	45年度	増△減
工場適正分散事業費	1,501,190	501,150	1,000,040																			1,501,190	501,150	1,000,040
大気汚染対策費	(13,150) 162,058	(6,300) 75,634	86,424	3,300	—	3,300																(13,150) 165,358	(6,300) 75,634	89,724
騒音振動防止対策費	7,425	12,237	△ 4,812	500	—	500													69,800	50,000	19,800	77,825	62,237	15,588
水質汚濁対策費	(7,629) 56,125	(10,120) 40,119	16,007	1,200	—	1,200							18,400,000	10,301,000	8,099,000	99,600	—	99,600				(7,629) 18,556,925	(10,120) 10,341,119	8,215,807
地盤沈下対策費	8,198	8,411	△ 213																			8,198	8,411	△ 213
悪臭防止対策費	1,038	969	69																			1,038	969	69
産業廃棄物処理対策費	(6,500) 23,505	10,680	12,825																			(6,500) 23,505	10,680	12,825
雑音対策費	56,505	71,337	△ 14,832																2,341	61,018	△ 59,279	58,846	132,955	△ 74,109
防疫事業費	54,564	29,471	25,093																			54,564	29,471	25,093
融資基金費	400,000	250,000	150,000																			400,000	250,000	150,000
その他	21,329	8,773	12,556	2,000	1,000	1,000	620,400	—	620,400	59,300	—	59,300				75,000	—	75,000	7,590	—	7,590	785,619	9,773	775,846
	(27,379) 2,291,938	(16,420) 1,008,781	1,283,757	7,200	1,000	6,300	620,400	—	620,400	59,300	—	59,300	18,400,000	10,301,000	8,099,000	174,600	—	174,600	79,531	111,618	△ 32,087	(27,379) 21,633,069	(16,420) 11,422,399	10,210,670

5. 公害対策関係組織機構図

昭和46年7月現在

- 市長
  - 助役
    - 環境保健局
      - 管理部
      - 保健部 ―― 環境衛生課 〔上水道、下水道、井戸、浄化そうその他環境衛生に関すること
      - 次長
        - 環境部
          - 連絡調整課
            - 公害対策に係る連絡調整に関すること
            - 公害対策審議会に関すること
            - 公害対策本部に関すること
            - 公害対策に係る啓蒙及び公害防止関係団体の育成に関すること
            - 他の課の主管に属しないこと
          - 主幹
            - 公害情報の収集、整理及び活用に関すること
            - 諸外国の公害の調査研究に関すること
          - 企画調査課
            - 公害防止計画の基礎的調査及び立案に関すること
            - 公害に係る人体影響の調査に関すること
            - 公害発生源工場の集団化に関すること
          - 主幹
            - 公害に係る人体影響の調査に関すること
          - 指導助成課
            - 公害防止に関する設備助成に関すること
            - 公害に係る健康被害の救済に関すること
            - 公害に関する苦情、陳情及び紛争の処理に関すること
            - 公害発生源工場の跡地の買収に関すること
          - 主幹
            - 産業廃棄物に関すること
            - 大阪産業廃棄物処理公社及び関係機関との連絡調整に関すること
          - 主幹
            - 産業廃棄物処理の技術的調査及び研究に関すること
            - その他特命に関すること
          - 大気課
            - 大気汚染の防止に関すること
            - 悪臭の防止に関すること
    - 公害対策審議会（37.3.31設置）
    - 公害対策本部（45.8.7設置）
    - 西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（45.6.27設置）

- 衛生研究所
  - 水質騒音課
    - 水質汚濁の防止に関すること
    - 地盤沈下の防止に関すること
    - 土壌汚染の技術的調査に関すること
  - 主幹
    - 騒音、振動の防止に関すること
    - 交通騒音及び航空機騒音の防止に関すること
    - その他特命に関すること
  - 環境汚染監視センター
    - 環境汚染の監視測定及び調査に関すること
    - 公害に係る検査及び分析に関すること
    - 環境汚染資料の収収及び解析に関すること
  - 環境医学課
    - 都市環境及び生活環境に関すること
    - 粉じん、ガス、騒音等による公害に関すること
    - 労働衛生に関すること
  - 衛生工学課
    - 井水、上水、下水、河川水、工場廃水その他の公共水に関すること
    - ごみ、ふん尿等に関すること
- 保健所（22区）
  - 環境課（13）
    - 大気汚染防止法、騒音規制法及び府条例に関する法令その他環境衛生関係法令に関すること
  - 環境係
- 経済局
  - 工業研究所
    - 無機化学課
      - 化学ならびに物理分析に関すること
    - 機械課
      - 化学工業用その他機械及び装置に関すること
- 清掃局
  - 業務部
    - 業務第1課
      - 汚物（ふん尿を除く、以下同じ。）の処理計画及び作業の指導監督に関すること
      - 特定の道路及び河川（水面に限る。）の清掃に関すること
      - 汚でいの通報及び処分に関すること
      - 大掃除の実施計画に関すること
      - 汚物取扱業の許可及び業者の指導監督に関すること
    - 主幹
      - ごみ処理に係る計画、調査及び統計に関すること
    - 業務第2課
      - し尿の処理に関すること
      - 廃棄汚物の処理に関すること

- 土木局
  - 施設部
    - 施設第1課
      - 局の施設（ごみ処理施設を除く。）の建設に関すること
      - 埋立処分地の造成及び管理に関すること
      - 施設及び機材の改良企画及び設計並びに維持修繕に関すること
      - 工場に関すること
    - 施設第2課
      - ごみ処理施設の建設に関すること
  - 街路部
    - 計画課
      - 都市計画街路事業及び道路事業の計画に関すること
      - 都市計画街路事業とこれに関する他の工事との連絡調整に関すること
  - 土木部
    - 工務課
      - 道路掘さく工事の指導及び連絡調整に関すること
      - 道路工事とこれに関連する他の工事との連絡調整に関すること
      - 道路に関する監察に関すること
    - 河川課
      - 公有水面の埋立てに関すること
      - 河川、運河の維持管理に関すること
  - 次長
- 下水道局
  - 管理部
    - 管理課
      - 下水道施設の維持管理及び溝渠の使用に関すること
      - 下水排水区域内の工場排水の規制及び除害施設に関すること
      - 下水処理場に関すること
    - 主幹
      - 下水排水区域内の工場排水の規制に関すること
      - 除害施設に関すること
      - 工場等の汚水排出量の認定に関すること
    - 下水道事務所（7ヶ所）
      - 工場及び作業施行の手続に関すること
      - 下水道及び溝渠の維持修繕に関すること
    - 下水処理場（11ヶ所）
      - 下水処理場の維持管理及び作業に関すること
      - 下水の水質に関すること
  - 建設部
    - 計画課
      - 下水道建設事業の計画に関すること
      - 下水道工事とこれに関連する他の工事との連絡調整に関すること
    - 第一建設課
      - 下水道管渠の設計に関すること
    - 第二建設課
      - 下水処理場及び抽水所の設計及び工事に関すること

- 港湾局
  - 管理部
    - 管理課
      - 港湾区域内の工事、水面占用及び土砂採取の許可に関すること
      - 港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び海岸保全区域の管理に関すること
    - 港営課
      - 港湾区域内の水面清掃その他水面の保全に関すること
  - 技術部
    - 計画課
      - 港湾区域内の水質汚濁の調査に関すること
      - 公害関係行政機関との連絡調整に関すること
      - 特命による技術的調査研究に関すること
- 水道局
  - 総務部
    - 主幹
      - 水源の水質汚濁防止に関すること
  - 給水部
    - 営業課
      - 工業用水道に関すること
  - 工務部
    - 水質試験所
      - 水質についての試験、調査及び研究に関すること

（大阪産業廃棄物処理公社 46. 2. 19 設立）

- 理事長
  - 専務理事
    - 事務局長兼理事
      - 企画課
        - 寄付行為及びその他諸規程に関すること
        - 理事会及び役員に関すること
        - 経理及び人事に関すること
        - 資産の管理に関すること
        - 庶務に関すること
        - 評議員会の運営に関すること
        - その他他課の所管に属しないこと
      - 業務課
        - 事業の企画及び実施に関すること
        - 事業に係る手数料の策定及び徴収に関すること
        - 排出者等との契約調整に関すること
        - 契約排出者の指導、監督に関すること
        - 廃棄物の処理、処分技術の開発に関すること
        - 専門委員会の運営に関すること

大阪市公害対策本部組織

45・8・7設置

大阪市公害対策本部
- 本部長（市長）
- 副本部長（助役）
- 本部員
  - 総務局長、総合計画局長、経済局長、環境保健局長、清掃局長、土木局長、下水道局長、都市再開発局長、建築局長、港湾局長、交通局長、水道局長、消防局長、公園部長、教育長
  - 総合計画局調整部長、総合計画局都市計画部長、工業研究所長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、衛生研究所長、清掃局施設部長、土木局街路部長、建築局住宅部長、建築局建築指導部長、港湾局技術部長、水道局工務部水質試験所長、教育委員会事務局次長

大気汚染専門部会
- 部会長
- 委員
  - 総合計画局長、環境保健局長、都市再開発局長、建築局長、交通局長、消防局長、公園部長
  - 総合計画局調整部長、総合計画局都市計画部長、工業研究所長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、衛生研究所長、土木局街路部長、建築局住宅部長、教育委員会事務局次長

騒音振動専門部会
- 部会長
- 委員
  - 総合計画局長、環境保健局長、土木局長、都市再開発局長、建築局長、交通局長、公園部長
  - 総合計画局調整部長、総合計画局都市計画部長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、土木局街路部長、工業研究所長、建築局住宅部長、建築局建築指導部長、教育委員会事務局次長

水質汚濁専門部会
- 部会長
- 委員
  - 総合計画局長、経済局長、環境保健局長、清掃局長、土木局長、下水道局長、港湾局長、水道局長
  - 総合計画局調整部長、総合計画局都市計画部長、工業研究所長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、衛生研究所長、港湾局技術部長、水道局工務部水質試験所長

産業廃棄物専門部会
- 部会長
- 委員
  - 総合計画局長、経済局長、環境保健局長、清掃局長、土木局長、下水道局長、港湾局長、水道局長、公園部長
  - 総合計画局調整部長、総合計画局都市計画部長、工業研究所長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、衛生研究所長、清掃局施設部長、港湾局技術部長

西淀川区大気汚染緊急対策推進会議

45・6・27設置

西淀川区大気汚染緊急対策推進会議
- 委員長（市長）
- 副委員長（助役）
- 委員
  - 総務局長、財政局長、総合計画局長、民生局長、環境保健局長、土木局長、下水道局長、都市再開発局長、公園部長、教育長
  - 工業研究所長、環境保健局次長、環境保健局環境部長、衛生研究所長、環境保健局西淀川保健所長、土木局土木部長、西淀川区長、教育委員会事務局次長

6. 公害対策関係職員数 （環境保健局）

イ 公害関係職員数一覧

昭和46年9月現在

	部長	課長・主幹	係長・主査	係員	自動車運転手	計	備考
環境部	1	※ 12	※※ 24	54	4	95	※課長6、主幹6（うち1は大阪産業廃棄物処理公社へ出向） ※※係長13、主査11（うち1は大阪産業廃棄物処理公社へ出向）
保健所		13	※ 31	※※ 44		88	※係長22、主査9（うち公害相談センター専任主査5、救済調整係事務担当主査1） ※※環境衛生監視員
西淀川区公害特別機動隊		※ (1)	3	6	3	12	※西淀川保健所環境課長兼務
計	1	25	58	104	7	195	

ロ 環境部職種別職員数

昭和46年9月現在

職種 / 課・係	事務	技術												自動車運転手	計		備考
		医師	薬剤	機械	電気	土木	衛生工学	化学	応用化学	農業化学	燃焼	建築	気象				
連絡調査課 管理係	11		1											4	16	18	管理係に部長1、課長1、主幹2（うち1は大阪産業廃棄物処理公社に出向）主査2（うち1は大阪産業廃棄物処理公社に出向）を含む
連絡係	2														2		
企画調査課	4	1	2				1								8	8	
指導助成課 助成係	9		2					1							12	14	助成係に課長1、主幹2、主査3を含む
相談係	2														2		
大気課 東部方面係			1			1				2					4	17	西部方面係に課長1を含む
中部方面係			1	1					1		1				4		
西部方面係	1		3				1				1				6		
自動車排ガス係			1	2											3		
水質騒音課 水質係	1		3	3		2	1	1							11	24	水質係に課長1、主査1を含む
騒音係			2	4		2						2			10		騒音係に主幹1、主査2を含む
地盤沈下防止係						3									3		
環境汚染監視センター 観測係			1	2	3	3	1						1		11	14	観測係に所長1を含む
検査係			2							1					3		
計	30	1	19	12	3	11	4	2	1	3	2	2	1	4	95	95	

7. 公害関係協議会等一覧表

（単位：千円）

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
1	公害対策審議会	（事務局） 大阪市環境保健局環境部 （会長） 阪大名誉教授 梶原三郎	委員 ３０名以内 （現在２７名）	３７.３.３１	—	ばい煙、騒音等公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務
2	七大都市公害主管部課長会議	加盟都市持回り	東京都 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市	44.11.14	—	公害行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行ない、公害行政の効果的推進に資することを目的とする。
3	大阪府市公害行政連絡協議会	大阪府 大阪市 交互で分担	大阪府 大阪市	42.1.10	—	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な推進を期するため
4	大阪府都市公害問題協議会	大阪府 市長会	府下 ３０市	45.4.1	—	大阪府内各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大阪・尼崎市 公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び尼崎市公害室持回り	大阪市 尼崎市	43.8.7	—	両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
	大阪市公害防止会連合会	（事務）環境保健局環境部連絡調整課 （会長）江崎グリコ㈱社長 西淀川区公害防止研究会会長江崎利一	北区公害防止研究会ほか各区２２公害防止研究会 （東淀川区は２防止会）	３５.１０ （大阪市煤煙防止会連合会として）	助成金1,200	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等を自主実践活動を行なう他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる。
	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府（常任幹事県）幹事は関係府県持回り	東京都ほか大気汚染防止法指定地域関係府県市及び国の関係省庁	３８.	－	法制部会、技術部会に分け大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討国への要望
	阪神広域スモッグ対策連絡協議会	大阪府 兵庫県	（大阪府） 大阪市 堺市 （兵庫県） 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 大阪管区気象台 大阪市衛生研究所等測定機関及び通産局	４０.１１.１		大気汚染の広域性に対処して、広域的なスモッグ対策を推進する下部組織として大阪府・大阪市及び尼崎市から構成する。 大阪府スモッグ対策連絡協議会を開催実施している。
	社団法人大気汚染研究全国協議会	事務局 東京都港区芝白金台町１丁目３９	北海道をはじめ３２の都府県市町と３４の会			大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこ

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
		国立公衆衛生院内 会長代理兼理事長 鈴木武夫	社・団体並びに約1,200人の個人会員からなっている。	34.12.29	200	なう。 1.大気汚染に関する調査研究 2.大気汚染に関する調査の連絡及び情報交換 3.大気汚染に関する講演会　研究発表会、学会等の開催 4.大気汚染に関する刊行物の発行 5.その他、この法人の目的達成に必要な事業
	近畿地方大気汚染調査連絡会	（事務局） 大阪管区気象台 （会　長） 大阪大学名誉教授 梶原三郎	・近畿地方の大阪府市等関係府県市行政機関 教授 ・大学研究機関 ・大気汚染関係メーカー等	31.7.20	100	4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施
	大阪自動車排出ガス対策推進会議	（庶　務） 大阪市環境保健局環境部大気課 大阪府生活環境部公害室大気課 （議　長） 大阪市長 中馬　磨 大阪府知事 黒田了一	大阪市 大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府自動用自動車連合会協会 日本自動車連盟関西本部	43.4.27	なし（ただし、府市折半による経費を支出する。）	自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう 1.推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法 2.自動車排出ガス対策に関する情報の交換 3.その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項

番号	名称	事務局及体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
			大阪自動車販売店連盟 大阪旅客自動車協会 大阪府石油協同組合 大阪府トラック協会 大阪バス協会 大阪タクシー協会 大阪軽自動車協会 日本自動車工業会 大阪府ばい煙防止研究会 大阪市公害防止会連合会 大阪府自動車整備振興会 大阪小型自動車整備振興会			
	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 （会　長） 近畿地方建設局長 長尾　満	近畿地方建設局 大阪通商産業局 近畿圏整備本部 水資源開発公団 大　阪　府 京　都　府 滋　賀　県 兵　庫　県 大　阪　市 京　都　市 高　槻　市 枚　方　市	33.7.14	150	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう。 1.淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 2.寝屋川浄化対策事業に対する協力 3.各河川における水質改善のための調査 4.その他、本会の目的達成のた

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
			守口市 尼崎市 寝屋川市 阪神水道企業団			めに必要な事業。
	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 （会長） 近畿地方建設局長 長尾　満	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河南町 太子町 狭山町 美原町 千早赤坂村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所町 王寺町	42.5.12	20	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行なう。 1.大和川の水質保全に関する広報その他の運動 2.大和川水域の水質調査に対する協力 3.大和川水域における水質調査の調整 4.大和川水域における下水道整備計画の促進
	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局 （会長） 近畿地方建設局長 長尾　満	近畿地方建設局 大阪通商産業局 近畿圏整備			（目的） 神崎川の実態把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
			本部 大阪府 兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 東能勢村 尼崎市 伊丹市 川西町 猪名川町 宝塚市 神安土地改良区	44.4.18	—	（事業） (1)水質保全に関する広報及びその他の運動 (2)水質改善のための調査 (3)下水道整備事業に対する協力 (4)不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5)その他必要な事業
	大阪港海水汚濁防止対策協議会	大阪海上保安監部 （会長） 大阪港長 伊東　孝	大阪海上保安監部近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間29団体	42.4.20	100	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、所点の対策を推進する。 1.汚濁の実態 2.汚濁の発生原因 3.汚濁防止対策
	大阪地盤沈下総合対策協議会	大阪市環境保健局 （会長） 大阪市長 中馬　馨	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36.11.27	500	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行なう

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟都市及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会 （会長） 新潟市長 渡辺浩太郎	東京都 川崎市 川口市 新潟市 名古屋市 大阪市 西宮市 尼崎市	35.7.28	200	1.協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し地盤沈下関係予算の増額、国庫の高率補助の要望陳情を行なう。 2.研究会の開催 関係各省庁の担当官あるいは学識経験者を講師として地盤沈下に関する諸問題についての研究 3.広報活動 広報パンフレット等を刊行し地盤沈下対策の促進を関係方面に要望する。
	生活環境審議会 清掃部会都市産業廃棄物分科会	厚生省 環境整備課 （委員長） 財団法人日本浄化槽教育センター 理事長 柄本正康	（委員） 石油化学工業協会専務理事生産部長 新井俊郎 外15名 （加盟都市） 東京都 大阪府 大阪市 川崎市	生活環境審議会令（40.6.30政令第229号）により設立 第1回分科会 44.8.8		厚生大臣の諮門機関都市産業廃棄物に係る処分の体系及び方法の確立について審議する。 45.6.27答申
	産業構造審議会 産業公害部会	通商産業省 公害保安局 公害防止指導課 （小委員長）	委員3名 （専門委員9名）	44.12.23		産業廃棄物処理処分体系在り方に関する検討

番号	名称	事務局団体及び会長等名	加盟団体及び団体等	設立年月日	分担金	事業概要
	産業廃棄物小委員会	日本商工会議所 専務理事 影山衛司				
	大阪国際空港騒音対策協議会	伊丹市 （会長） 伊丹市長 伏見正慶	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	39.10.16 （大阪市加盟）	46年度 166	（目的） 大阪国際空港における航空機騒音防止対策をはかること （事業） (1)騒音の調査及び資料の収集 (2)騒音防止対策の立案とその促進 (3)騒音防止及びその対策に関する法制化の促進 (4)その他必要な事業
	公害関係都市協議会	全国市長会	大阪市 堺市 豊中市 東大阪市 寝屋川市 など36市	39.12.9 46.9.6 改正	46年度 50	(1)大気汚染、水質汚濁、その他公害に関する調査研究 (2)公害防止策の推進強化